

広報いわき有料広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、広報いわきに民間企業等の広告を有料で掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 掲載することができる広告は、広報いわきの公共性を損なうおそれのないものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの、またはそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの、またはそのおそれがあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 宗教性のあるもの

(5) 社会問題についての主義主張

(6) 個人または法人の名刺広告

(7) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの

(8) その他、掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの

3 前項に定めるもののほか、掲載できる広告に関する基準は、別途定める。

(広告掲載の位置)

第3条 広告を掲載する位置は、広報いわきのデザイン等を総合的に勘案し、お知らせの各ページの下1段とする。

(広告の募集方法等)

第4条 広告の募集は、入札によって決定した業者が行い、掲載広告内容、デザイン及び掲載位置を広告主と協議のうえ、定められた日までに、広報広聴課へ電子データ及び紙面で提出するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、広報いわきへの広告掲載に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。